

○厚木市都市公園条例施行規則

昭和50年5月31日
規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市都市公園条例(昭和50年厚木市条例第24号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平13規則36・平25規則30・一部改正)

(条例第2条の2に規定する規則で定める基準)

第1条の2 条例第2条の2に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の区域内に設置する公園の住民1人当たりの敷地面積の標準 10平方メートル以上
- (2) 市街地に設置する公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準 8平方メートル以上
(平25規則30・追加)

(条例第2条の5に規定する規則で定める基準)

第1条の3 条例第2条の5に規定する規則で定める基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

(平25規則30・追加、平30規則61・一部改正)

(公園内行為の許可申請及び許可)

第2条 条例第5条第1項の規定により都市公園(以下「公園」という。)内における行為の許可を受けようとする者は、当該行為をしようとする日の7日前までに、公園内行為許可申請書に、次に掲げる場合に該当する関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽易なものと認めたときは、添付書類を省略することができる。

- (1) 物品の販売をする場合には、販売価格、販売人員及び収支の概算等の計画を記載した書類
 - (2) 募金行為をする場合には、募金趣意書及び募金計画書
 - (3) 業として写真を撮影する場合には、料金、写真機の台数及び収支の概算等の計画を記載した書類
 - (4) 業として映画を撮影する場合又は興業を行う場合には、目的、内容、開催の回数、撮影等のため持ち込む物品及び機械、収容人員、料金、収支の概算及び現場責任者の住所、氏名等の計画を記載した書類
 - (5) 写真コンテスト又は撮影会を行う場合には、目的、内容、参加予定人員、会費、現場責任者の住所、氏名等の計画を記載した書類
 - (6) 競技会、展示会、集会、映画会その他これらに類する催しのため公園を一時的に独占して使用する場合には、目的、料金又は会費、参集予定人員、持ち込む物品及び機械、会の運営管理に関する事項、現場責任者の住所、氏名等の計画を記載した書類
- 2 市長は、前項の規定による申請を許可するときは、公園内行為許可書を申請者に交付しなければならない。

(昭61規則29・平元規則40・平12規則1・一部改正)

(有料公園施設の供用期間及び供用時間)

第3条 条例第7条第2項に規定する有料公園施設の供用期間及び供用時間は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者(条例第20条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、管理上又は公益上必要と認めるときは、同項の供用期間及び供用時間(指定管理者にあっては、供用時間に限る。)を臨時に変更することができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定により供用時間を臨時に変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(平元規則40・全改、平20規則44・平25規則30・一部改正)

(有料公園施設の使用等の申請及び許可等)

第4条 条例第7条第3項若しくは第4項(条例第20条第7項)において準用する場合を含む。)又は条例第20条第2項の規定により有料公園施設の使用又は利用(以下「使用等」という。)の許可又は承認(競技場、体育館及びプールの共用利用の利用の承認を除く。)を受けようとする者は、別表第3に定める申請期間内に有料公園施設使用許可申請書若しくは有料公園施設使用変更許可申請書又は有料公園施設利用承認申請書若しくは有料公園施設利用変更承認申請書を市長又は指定管理者(以下「市長等」という。)に提出しなければならない。

- 2 競技場の共用利用の利用の承認を受けようとする者は、別表第3に定める申請日に、年間利用者にあつては競技場年間利用承認申請書を指定管理者に提出し、それ以外の者にあつては口頭により申請しなければならない。

- 3 体育館及びプールの共用利用の利用の承認を受けようとする者は、[別表第3](#)に定める申請日に口頭により申請しなければならない。
- 4 市長等は、[第1項](#)の規定による申請の許可又は承認(以下「許可等」という。)をするときは、有料公園施設使用許可書若しくは有料公園施設使用変更許可書又は有料公園施設利用承認書若しくは有料公園施設利用変更承認書を申請者に交付しなければならない。
- 5 指定管理者は、[第2項](#)の規定による申請を承認するときは、年間利用者にあつては競技場年間利用承認書を、それ以外の者にあつては利用券を申請者に交付しなければならない。
- 6 指定管理者は、[第3項](#)の規定による申請を承認するときは、利用券を申請者に交付しなければならない。

(平元規則40・全改、平3規則17・平5規則39・平6規則18・平12規則1・平16規則42・平20規則44・平25規則30・一部改正)

(公園施設の設置等の申請等)

- 第5条 [条例第8条第1号](#)に規定する公園施設の設置又は[同条第2号](#)に規定する公園施設の管理の許可を受けようとする者は、設置又は管理しようとする日の20日前までに、公園施設設置等許可申請書に設計書、仕様書及び図面を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、[前項](#)の申請があつた場合において、その許可をするときは公園施設設置等許可書により、その許可をしないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(平12規則1・全改)

(公園占用の申請等)

- 第6条 [条例第9条第1号](#)に規定する公園占用の許可を受けようとする者は、占用しようとする日の20日前までに、公園占用許可申請書に設計書、仕様書及び図面を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、[前項](#)の申請があつた場合において、その許可をするときは公園占用許可書により、その許可をしないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(平12規則1・追加)

(許可事項の変更申請)

- 第7条 許可(有料公園施設の使用の許可を除く。)を受けた事項を変更しようとするときの申請書は、[条例第5条第2項](#)に規定するものにあつては公園内行為許可事項変更許可申請書とし、[条例第8条第3号](#)及び[条例第9条第2号](#)に規定するものにあつては公園占用等許可事項変更許可申請書とする。この場合、変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

(昭63規則4・全改、平元規則40・一部改正、平12規則1・旧第6条繰下・一部改正)

(許可期間)

- 第8条 [前3条](#)の規定による許可申請に対する許可の期間は、次に定めるところによる。

(1) 公園施設を設置し、又は管理するとき 5年以内

(2) 公園を占用するとき

ア 電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類するもの 3年以内

イ 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの 3年以内

ウ 競技会、展示会、集会、映画会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 2箇月以内

エ 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設 2箇月以内

オ 土石、木材、竹、かわらその他の工事用材料置場 2箇月以内

(3) [前2号](#)以外のものは、[都市公園法施行令\(昭和31年政令第290号\)第14条](#)の定めるところによる。

- 2 [前項](#)の規定による許可期間が満了し、引き続きその期間を延長しようとするときは、期間が満了する日の1箇月前までに、公園施設設置等許可期間更新申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 [第5条第2項](#)の規定は、[前項](#)の規定による申請について準用する。

(昭61規則29・昭63規則4・平元規則40・一部改正、平12規則1・旧第7条繰下・一部改正)

(連帯保証人の資格)

- 第9条 [条例第11条](#)に規定する連帯保証人は、市内に引き続き1年以上住所(法人にあつては、主たる事務所)を有する者でなければならない。
- 2 市長は、当該連帯保証人が適当でないと認めたとき、又は[前項](#)の規定による要件を欠いたときは、速やかに別の連帯保証人を立てさせなければならない。

(昭61規則29・平元規則40・一部改正、平12規則1・旧第8条繰下)

(保証金)

- 第10条 [条例第11条](#)の規定による保証金の額は、当該使用料と同額とする。

- 2 前項の規定による保証金は、許可期間が満了した日又は許可の期間満了前に当該行為若しくは利用を廃止した日以後において還付する。ただし、未納の使用料又は損害賠償金があるときには、これを充当することができる。

(昭61規則29・一部改正、平12規則1・旧第9条繰下)

(監督処分決定通知)

- 第11条 市長等は、法第27条第1項若しくは第2項又は条例第12条第1項(条例第20条第7項において準用する場合を含む。)若しくは第2項の規定による監督処分を決定したときは、監督処分決定通知書を監督処分を受ける者に通知しなければならない。

(平19規則68・追加、平20規則44・一部改正)

(工作物等を保管した場合の公示の場所等)

- 第12条 条例第12条の3第1項第1号に規定する規則で定める場所は、厚木市公告式条例(昭和30年厚木市条例第1号)第2条第2項に規定する市役所の掲示場及び工作物等が放置されていた公園内の公衆の見やすい場所とする。

- 2 条例第12条の3第1項第2号に規定する規則で定める方法は、広報誌に掲載する方法とする。
3 条例第12条の3第2項に規定する保管した工作物等の一覧簿は、保管工作物等一覧簿とする。
4 条例第12条の3第2項に規定する規則で定める場所は、都市公園管理主管課とする。

(平19規則68・追加)

(保管した工作物等を売却する場合の方法)

- 第13条 条例第12条の5に規定する規則で定める方法は、物品の売払いの例による。

(平19規則68・追加)

(受領書)

- 第14条 条例第12条の6に規定する受領書は、工作物等返還受領書とする。

(平19規則68・追加)

(公園施設工事等の届出)

- 第15条 条例第14条各号に規定する行為をした者は、公園施設工事等届を市長に提出しなければならない。

(平12規則1・旧第10条繰下・一部改正、平19規則68・旧第11条繰下)

(回数利用券)

- 第16条 条例第20条第7項の規定により条例第17条の規定を準用する場合には、同条中「回数使用券」とあるのは、「回数利用券」とする。

- 2 前項の回数利用券は、条例別表第2の4 有料公園施設の使用料等の表厚木市荻野運動公園の項に規定する共用利用に係る利用の場合に発行し、その券種及び発売額は、指定管理者が市長の承諾を得て定める。

(平20規則44・全改)

(使用料等の減免)

- 第17条 条例第18条(条例第20条第7項において準用する場合を含む。)の規定による使用料又は利用料金(以下「使用料等」という。)の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に掲げる申請書にその旨を記載し、市長等に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1項の規定による申請 公園内行為許可申請書
- (2) 第4条第1項の規定による申請 有料公園施設使用許可申請書若しくは有料公園施設使用変更許可申請書又は有料公園施設利用承認申請書若しくは有料公園施設利用変更承認申請書
- (3) 第5条第1項の規定による申請 公園施設設置等許可申請書
- (4) 第6条第1項の規定による申請 公園占用許可申請書
- (5) 第7条の規定による申請 公園内行為許可事項変更許可申請書又は公園占用等許可事項変更許可申請書
- (6) 第8条第2項の規定による申請 公園施設設置等許可期間更新申請書

- 2 市長等は、前項の規定による申請があった場合において、その減免を承認するときは次の各号に掲げる許可等の区分に応じ、当該各号に掲げる許可書又は承認書(以下「許可書等」という。)にその旨を記載し、その減免を承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

- (1) 第2条第1項又は第7条の規定による申請に対する許可 公園内行為許可書
- (2) 第4条第1項の規定による申請に対する許可等 有料公園施設使用許可書若しくは有料公園施設使用変更許可書又は有料公園施設利用承認書若しくは有料公園施設利用変更承認書
- (3) 第5条第1項又は第8条第2項の規定による申請に対する許可 公園施設設置等許可書

- (4) [第6条第1項](#)又は[第7条](#)の規定による申請に対する許可 公園占用許可書
- 3 [前2項](#)の規定にかかわらず、[第5項第3号](#)及び[第5号](#)に該当する場合は、[前2項](#)の規定による減免が行われたものとみなして取り扱うものとする。
- 4 [条例第5条第1項](#)及び[第2項](#)の許可に係る使用料の減免は、[次の各号](#)に掲げる場合に、[当該各号](#)に定める率により行う。
- (1) 国、県又は市が主催して使用する場合 100分の100
- (2) 市内の[学校教育法\(昭和22年法律第26号\)第1条](#)に規定する小学校、中学校若しくは幼稚園又は[児童福祉法\(昭和22年法律第164号\)第39条](#)に規定する保育所が教育活動又は保育活動のために使用する場合 100分の100
- (3) 市内の公共的団体が行事等(市長が適当と認めたものに限る。)に使用する場合 100分の100
- (4) 市が後援する行事に使用する場合 100分の20
- (5) その他市長が特に必要と認めた場合 100分の100又は100分の20
- 5 [条例第7条第3項](#)及び[第4項\(条例第20条第7項において準用する場合を含む。\)](#)並びに[同条第2項](#)の許可に係る使用料等の減免は、[次の各号](#)に掲げる場合に、[当該各号](#)に定める率により行う。
- (1) 国、県又は市が主催して使用等をする場合 100分の100
- (2) 市内の[学校教育法第1条](#)に規定する小学校、中学校若しくは幼稚園が教育活動又は[児童福祉法第39条](#)に規定する保育所が保育活動のために使用等をする場合 100分の100
- (3) 市内に在住し、又は在学する[学校教育法第1条](#)に規定する小学校([同条](#)に規定する義務教育学校の前期課程を含む。)の児童又は中学校([同条](#)に規定する義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の生徒が利用(競技場の共用利用及び市長が定める期間におけるプールの共用利用に限る。)をする場合 100分の100
- (4) 公益財団法人厚木市スポーツ協会又は厚木市レクリエーション協会の加盟団体が大会のために使用等をする場合 100分の100
- (5) 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)就学前の者が使用等(競技場、体育館及びプールの共用利用に限る。)をする場合 100分の100
- (6) 市内の[学校教育法第1条](#)に規定する学校(小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園を除く。)が体育の活動のために使用等をする場合 100分の50
- (7) 市内の公共的団体が行事等(市長が適当と認めたものに限る。)に使用等をする場合 100分の50
- (8) 市が後援する行事に使用等をする場合 100分の20
- (9) その他市長等が特に必要と認めた場合 100分の100、100分の50又は100分の20
- 6 [都市公園法\(昭和31年法律第79号。以下「法」という。\)](#)[第5条第2項](#)又は[法第6条第1項](#)若しくは[第3項](#)の許可に係る使用料の減免は、[次の各号](#)に掲げる場合に、[当該各号](#)に定める率により行う。
- (1) 国、県又は市が使用する場合 100分の100
- (2) その他市長が特に必要と認めた場合 100分の100、100分の50又は100分の20
(平元規則40・全改、平5規則39・平6規則18・一部改正、平12規則1・旧第11条繰下・一部改正、平13規則29・平13規則30・一部改正、平13規則36・旧第12条繰下・一部改正、平17規則69・平18規則13・一部改正、平19規則68・旧第13条繰下、平20規則44・平23規則28・平28規則5・令2規則8・一部改正)
- (使用料等の還付)
- 第18条 [条例第19条ただし書\(条例第20条第7項において準用する場合を含む。\)](#)の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、その旨及び使用等をする事ができない理由を記載した書面に許可書等を添えて市長に提出しなければならない。
- (昭61規則29・全改、平元規則40・旧第13条繰上、平12規則1・旧第12条繰下、平13規則36・旧第13条繰下・一部改正、平19規則68・旧第14条繰下、平20規則44・一部改正)
- (損傷等の届出)
- 第19条 使用者若しくは利用者又は入場者は、公園施設又は有料公園施設(附属設備及び器具等を含む。)を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を市長等に届け出て、その指示を受けなければならない。
- (平元規則40・追加、平12規則1・旧第13条繰下、平13規則36・旧第14条繰下、平19規則68・旧第15条繰下、平20規則44・一部改正)
- (指定の申請)
- 第20条 [条例第23条](#)の規定による申請は、厚木市荻野運動公園指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 団体の運営に関する事項を記載した書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (平20規則44・追加)

(指定の通知)

第21条 市長は、[条例第24条第1項](#)の規定による指定をしたときは、指定した団体に対し、厚木市荻野運動公園指定管理者指定通知書により通知する。

(平20規則44・追加)

附 則

- 1 この規則は、昭和50年7月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に公園の使用等の申請をしている者は、この規則の相当規定によって申請しているものとみなす。

附 則(昭和61年規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年規則第4号)

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則の規定に基づき作成された各様式は、当分の間使用することができる。

附 則(平成元年規則第40号)

- 1 この規則は、平成元年10月15日から施行する。
- 2 この規則を施行するため必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成3年規則第17号)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第4条に2項を加える改正規定は、同年6月2日から施行する。
- 2 平成3年4月1日から同年6月30日までの間におけるこの規則による改正後の厚木市都市公園条例施行規則別表第2の規定の適用については、同表若宮公園及び厚木市荻野運動公園の項中「使用する日の属する月の前月2日から使用当日まで」とあるのは、それぞれ次の表のとおりとする。

公園の名称	4月1日から同月30日まで	5月1日から同月31日まで	6月1日から同月30日まで
若宮公園	使用する日の1箇月前から前日まで	使用する日の1箇月前から前日まで	使用する日の属する月の前月2日から前日まで
厚木市荻野運動公園	使用する日の属する月の前々月1日から前日まで	使用する日の属する月の前月1日から前日まで	使用する日の属する月の前月2日から前日まで

附 則(平成5年規則第22号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第39号)

- 1 この規則は、平成5年11月1日から施行する。
- 2 この規則を施行するため必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成6年規則第18号)

この規則は、平成6年7月17日から施行する。ただし、第4条第1項及び第7項の改正規定並びに別表第2の改正規定は、同年4月17日から施行する。

附 則(平成12年規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定は、同年2月29日から施行する。

附 則(平成13年規則第29号)

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第36号)

この規則は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第38号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第2厚木公園の項の改正規定は、同年1月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第3号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成14年5月1日又は同月8日に厚木市荻野運動公園を使用しようとする者に対する厚木市都市公園条例施行規則別表第2の規定の適用については、同表厚木市荻野運動公園の項中「3箇月前から」とあるのは、「2箇月前から」とする。

附 則(平成15年規則第6号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第42号)

- 1 この規則は、平成16年9月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の厚木市都市公園条例施行規則別表第2若宮公園の項、荻野運動公園の項及びぼうさいの丘公園の項の規定、第2条の規定による改正後の厚木市立勤労福祉センター条例施行規則第5条第2項の規定、第3条の規定による改正後の厚木市立総合福祉センター条例施行規則第4条第1項第1号及び第2項の規定、第4条の規定による改正後の厚木市立情報プラザ条例施行規則第4条第2項の規定並びに第5条の規定による改正後の厚木市立あつぎパートナーセンター条例施行規則第4条第2項の規定は、平成17年1月1日以後の厚木市都市公園条例(昭和50年厚木市条例第24号)第7条第1項に規定する有料公園施設、厚木市立勤労福祉センター条例(昭和59年厚木市条例第18号)第2条に規定するセンター、厚木市立総合福祉センター条例(平成2年厚木市条例第3号)第2条に規定するセンター、厚木市立情報プラザ条例(平成10年厚木市条例第24号)第2条に規定する施設及び厚木市立あつぎパートナーセンター条例(昭和57年厚木市条例第27号)第2条に規定する施設(以下「有料公園施設等」という。)の使用等に係る申請等について適用し、同日前の有料公園施設等の使用等に係る申請等については、なお従前の例による。

附 則(平成17年規則第69号)

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第13号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の第13条の規定は、施行日以後に行われた許可の申請に係る使用料の減免の申請について適用し、同日前に行われた許可の申請に係る使用料の減免の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成19年規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第44号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、本則に2条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第30号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第8号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第1条の3関係)

(平25規則30・追加)

項目	基準
園路及び広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

	ア イに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 イ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、その幅は、120センチメートル以上とすること。 ウ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。 (2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、幅を120センチメートル以上とすることができる。この場合において、通路の末端の付近の広さは、車椅子の転回及びすれ違いに支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回及びすれ違いができる広さの場所を設けるものとする。 イ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。 ウ 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中で長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路際に車椅子使用者の利用に支障のない退避スペースを設置すること。 エ 路面は、平たんで滑りにくいものであること。 オ 通路から転落しないような構造であること。 カ 必要に応じて手すりを設けること。 キ 縁石を設ける場合は、次のとおりとすること。 (ア) 切下げの幅は、180センチメートル以上とすること。 (イ) 段差は、2センチメートル以下とすること。 (ウ) すりつけ勾配は、8パーセント以下とすること。 ク 排水溝を設ける場合は、^{みぞぶた}溝蓋を設けることにより、つえ等が落ち込まないようにすること。 (3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 踏面は、平たんで滑りにくいものであること。 (4) 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 排水その他の特別な理由によりやむを得ない場合に横断勾配を設ける場合は、2パーセント以下の横断勾配とすること。 イ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。
休憩所及び管理事務所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所(休憩所を複数設ける場合にあつては、1以上の休憩所)及び管理事務所を設ける場合における出入口について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設けるときは、園路及び広場の項の(4)に掲げる基準に適合する傾斜路を併設しなければならない。
車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)	車椅子使用者用駐車施設は、園路及び広場の項の(2)に掲げる基準に適合する通路又は広場に近接した水平な場所に設け、かつ、車椅子使用者用駐車施設へ通ずる通路について、同項の(2)に掲げる基準に適合するものでなければならない。
掲示板及び標識	掲示板及び標識は、その表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組合せを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するように配慮しなければならない。

別表第2(第3条関係)

(平元規則40・追加、平5規則22・平5規則39・平6規則18・平12規則1・平13規則38・平14規則3・平17規則69・平19規則68・一部改正、平25規則30・旧別表第1繰下)

公園の名称	有料公園施設の種類	供用期間	供用時間
厚木公園	野外ステージ	1月1日から12月31日まで	午前9時から午後9時まで
若宮公園	テニスコート	1月1日から12月31日まで	1月から3月まで及び10月から12月までは、午前9時から午後5時まで 4月から9月までは、午前8時から午後6時まで

厚木市荻野運動公園	競技場	1月4日から12月28日まで(屋外プールは、7月1日から8月31日まで)	午前9時から午後9時まで
	テニスコート 体育館 プール	ただし、次に掲げる日を除く。 (1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、火曜日) (2) 休日の翌日(その日が土曜日又は日曜日を除く。)	午前9時30分から午後8時30分まで
ぼうさいの丘公園	センター施設	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで

備考 休日とは、[国民の祝日に関する法律\(昭和23年法律第178号\)第3条](#)に規定する休日をいう。

別表第3(第4条関係)

(平元規則40・追加、平3規則17・平5規則39・平6規則18・平12規則1・平13規則38・平16規則42・平19規則68・平20規則44・一部改正、平25規則30・旧別表第2繰下)

公園の名称	有料公園施設の種類	区分		申請期間又は申請日
厚木公園	野外ステージ			使用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日から7日前まで
若宮公園	テニスコート			使用しようとする日の属する月の2箇月前の月の2日から使用当日まで
厚木市荻野運動公園	競技場	専用利用	市民	利用しようとする日の3箇月前から15日前まで
			市民以外	利用しようとする日の2箇月前から15日前まで
		共用利用	個人及び団体	利用当日
			年間利用者	随時
	テニスコート			利用しようとする日の属する月の2箇月前の月の2日から利用当日まで
	体育館	専用利用		利用しようとする日の属する月の2箇月前の月の2日から利用当日まで
		共用利用		利用当日
	プール	専用利用		利用しようとする日の3箇月前から30日前まで
		共用利用		利用当日
ぼうさいの丘公園	センター施設			使用しようとする日の属する月の2箇月前の月の2日から使用当日まで

備考 市民とは、申請者が本市に居住し、通勤し、若しくは通学している者又は本市に所在する団体をいう。